



《今月の笑顔》

株式会社 母の手

(天文館 大楽寺)

すがぬま ゆ き

菅沼祐紀さん

やまだ ひろみ

山田宏美さん



「オンマル2025」へ出店

税のアンケート・税金クイズを実施



タックスコーナー

「令和7年分 年末調整についてのお知らせ」

**「給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると
従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」**



実践税務調査

「債権金額が取立費用に満たない場合の貸倒損失処理」

「オンマル」（オンガタマルシェを改称）へ出店 ～税のアンケート・税金クイズに大勢の来店者が参加～



▲晴天に恵まれ、多くの来場者で賑わいました



▲運営にご協力いただいた皆さまで記念撮影



▲大勢の来場者にアンケートと税金クイズにご参加いただきました



▲ノベルティと公開講演会のお知らせや、八王子法人会のご紹介をご用意しました

恩方地区では、9月28日、西寺方町の小田野中央公園で開催された、飲食店や物販など様々な業態が集まるイベント、「オンマル（昨年までのオンガタマルシェを改称）」に出店しました。

当会では、大人向けの税のアンケート、子ども向けの税金クイズを提供し、会場は、朝から晴天に恵まれ、多くの来場者で賑わいました。10時から17時までの開催時間中、アンケートは250名以上の方から回答いただき、税金クイズには200名の挑戦者を集めました。どちらも、昨年の回答数から大幅

に増加しました。来店いただいた皆さま、貴重な時間に丁寧に回答いただき、ありがとうございました。

また、11月5日に開催する公開講演会「週刊文春はなぜスクープを連発できるのか」のPRをしっかりと展開させていただきました。まだ暑さが残る中、長時間にわたり運営にご協力いただいた地区役員やご家族の皆さま、大同生命保険(株)西多摩営業所の皆さま、運営に携わられたオンマル実行委員の皆さま、ありがとうございました。

社会貢献委員会

「いちよう塾公開講座」へ講座提供を実施
～「不動産に関する相続税」をテーマに一般市民66名が出席～



◀講師
税理士
中村京子氏

◀定員を超える出席があり、サテライト室が用意されました

社会貢献委員会では、東京税理士会八王子支部、八王子税務署と合同で、一般市民向け「いちよう塾公開講座」へ講座提供を行っています。8月5日に、八王子市学園都市センターにて開催された講座へ、今年度2回目となる講座提供を行い、定員を超

える66名の受講がありました。今回は、「不動産に関する相続税」をテーマに、相続時にかかる様々な手続きや、相続税がかかる場合、かからない場合、路線価の見方、それぞれの手順等に至るまで丁寧な説明がありました。

研修委員会

「助成金活用セミナー」を開催
～助成金をもらうための要件、手続き方法など多岐にわたり解説～



▲テキストとプロジェクターで分かりやすく解説していただきました

▲講師：特定社会保険労務士 高木厚博氏

9月18日に「助成金活用セミナー」が開催されました。当日は、人材育成・採用など雇用の確保で苦労している会社が多い中、前向きな会社をサポートするために用意されている“雇用関係”の助成金に的を絞り、特定社会保険労務士の高木厚博 先生に解説していただきました。助成金をもらうための要件、そして、もらいやすい助成金の内容など説明は多岐にわたりました。講

師からは「助成金の中には、比較的簡単な手続きでもらえるものもあります。ぜひ、挑戦し会社経営に役立ててください。なお、本日使用したテキストには『助成金受給診断チャート』があり、これを活用すればいつでも、どのような条件にあてはまれば、どのような助成金をもらえるか、一目瞭然ですので、ぜひ活かしてください」とのアドバイスもありました。

多賀地区

八王子市 初宿市長との「ふれあいトーク」を開催

～市長へ地域の要望が直接伝えられました～



▲挨拶をする初宿市長



▲活発な意見交換が行われ、貴重な機会となりました

多賀地区では、9月13日に、コミュニティサロンびおらにて、地区経営セミナーとして、八王子市初宿市長との「ふれあいトーク」を開催しました。

初宿市長からは、自身のまちづくりについての考え方や、就任後に進めてこられた企業誘致、部ごとの財政諸表作成による予

算管理などの取り組みについて説明がありました。

この日は、一部他地区や一般の方も含む20名以上が出席。市の財政状況を尋ねる声や、地区エリア内への市民センター新設を要望する声などが、直接、初宿市長に届けられました。

西部地区

千葉県館山方面へバスツアーを開催

～道の駅「保田小学校」から、東京湾フェリーで東京湾を横断まで～



▲道の駅「保田小学校」で記念撮影



▲浜焼きバイキングで様々なメニューを楽しみました

西部地区では9月6日にバスツアーを開催しました。今回の行先は千葉県館山方面へ。アクアラインを通り、最初に向かったのは「浜焼きバイキング」。早速70分間の食べ放題でお腹を満し、道の駅「保田小学校」に向かいました。廃校した小学校を活用した保

田小学校は、給食スタイルの飲食店や、教室を改良した宿泊施設、温泉、体育館を利用した売店など、見どころたくさんの施設でした。帰路は、往路とルートを変え、東京湾フェリーで東京湾を横断し三浦半島へと渡り、夏の思い出に残る旅となりました。

女性部会

全国女性フォーラム「北海道大会」

～明日へつながろう！未来をつなごう～



▲小林部会長（中央）をはじめ参加者全員で記念撮影

9月18日、法人会全国女性フォーラム「北海道大会」が札幌パークホテルで開催され、当会女性部会から、小林部会長、山田元部会長をはじめ、役員が参加しました。

大会は「自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道」～明日をつなごう！未来をつなごう～、をテーマに行われ、全国の法人会から女性部会のメンバーが集結し、記念講演、式典、懇親会の三部構成で進行しました。

中央地区

「松茸を求めて」長野県上田市へバスツアーを開催

～松茸尽くしの料理を楽しみました～



▲海野宿で記念撮影



▲松茸料理を楽しみました

中央地区では9月21日にバスツアーを開催しました。今回の行先は“松茸”を求めて長野県上田市へ。八王子からはちょっと距離がありましたが、「本物を求め、時間もお金？も贅沢に使おう」という企画でした。松茸を食べる前に、近くの道の駅に寄りましたが、今年は夏が暑かったため松茸の収穫が遅れているとのことで目当ての一つであった松茸の購入は

残念ながら叶いませんでした。しかし、一番の目的であった松茸料理は十分楽しむことが出来、満足いくものとなりました。昼食後は海野宿を散策し、無事八王子に帰ってきました。因みに今回の事業は、任期満了に伴う役員改選で尾川新地区会長が誕生してから初めての事業となった中央地区にとって記念すべき事業でした。

債権金額が取立費用に満たない場合の貸倒損失処理

～ 実践 税 務 調 査 ～

税理士 牧野義博

決算書の内容から、営業外費用に貸倒損失が計上されていたことから、その内容の確認調査を調査官が行っています。



調査官 貸倒損失の内容についてお尋ねします。



担当者 遠隔地の取引先Aに対し10万円の売掛金がありましたが、支払いが遅れるようになったので、再三督促をしたのですが何も応答がありませんでした。代金の取り立てに行こうと思ったのですが、遠方であり航空券代や鉄道運賃等の旅費や従業員の日当等を考えると採算が合いません。



調査官 取引先Aの代表者や関係者との連絡は取れたのですか？



担当者 はい、何とか。



調査官 それでAはどのような状況でしたか？



担当者 隣の県に引っ越していました。



調査官 具体的には、鹿児島県から宮崎県に移転をしていたのですね。



担当者 はい、そうです。



調査官 貸倒損失の内訳を見ると、宮崎県にある取引先Bも50万円の貸倒になっていますね。



担当者 Bは夜逃げをして行方不明となっていましたので貸倒処理をしました。



調査官 Bについても追跡調査はされましたか？



担当者 同業者の話では、細々ながら営業は行っているようですが、債務超過でいつ倒産してもおかしくないらしいとのこと。



調査官 Bに確認を取っていないのですか？



担当者 取引を停止してから1年以上経っているので、備忘価額を残して貸倒処理をしました。法人税基本通達9-6-3（一定期間取引停止後弁済がない場合の貸倒れ）に該当するので問題はないでしょう。



調査官 Bとの取引の明細がわかるものを見せてください。



担当者 1回目は5万円の取引で、2回目は7万円でした。



調査官 3回目は数年期間が空いての50万円ですから、これはいわゆるスポット取引のようですね。



担当者 そうですね。常時使っている業者ではありません。



調査官 法人税基本通達9-6-3の「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につき、その資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいいます。したがって、今回のようなスポット取引（単発取引）についての適用がありません。



担当者 それは知りませんでした。でも取引先Aについては問題ないですよ。



調査官 法人税基本通達9-6-3の（2）に「法人が同一区域の債務者について有する当該売掛債権の総額が、その取立のために要する旅費その他の経費に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済できないとき」という規定があります。



調査官 本件の場合には、取引先AもBも、もとも宮崎県にあります。従って、10万円+50万円=60万円の債権総額と取立費用の比較となりますので、貸倒損失処理は認められません。ちなみに、「取立費用」は、1回の集金出張に要する旅費および日当等の実績をいいますが、売掛債権の総額は一つの取引先ごとにではなく、同一地域に複数の債権者が存在すれば、その債権額の合計をいいます。



担当者 わかりました。さっそく修正します。



■ 筆者紹介

牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

■ 八王子市からのお知らせ ■

封筒の掲載広告を募集

八王子市では、個人住民税及び森林環境税を特別徴収している事業所へ税額通知書等を送付する封筒に掲載する広告を募集しています。

広告内容： 市民生活に関連するもの
募集期間： 令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで
応募方法： 申込書等を市役所2階住民税課1番窓口へ提出

※詳しい内容や手続きについては市ホームページ（二次元コード）からご覧ください

封筒作成枚数	募集枠	広告料（1枠）	広告サイズ（1枠）
約65,000枚	8枠	20,000円	縦5cm×横8cm

《問合せ》
八王子市財政部住民税課 042-620-7354(直通)



給与支払報告書の提出は便利な 電子申告「eLTAX（エルタックス）」をご利用ください

地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用することで、給与支払報告書の提出にかかる手続きを自宅やオフィスからインターネットを経由して、複数の地方公共団体へまとめて行えます。

eLTAXで実現できる 3 つの 業 務 改 善

より効率的に



各市区町村への申告、申請、納税を一度にまとめて行えます。これにより、**資料の仕分や郵送にかかる時間を削減**できます。

より安く



電子申告により**印刷代や郵送費を削減**することができます。また、電子納付を行うことにより**納付手数料も削減**できます。

より正確に



チェック機能により、給与支払報告書等の作成における**入力誤りや計算誤り等を防止**することができます。

※詳しい内容や手続きについては、下記の二次元コードからeLTAXホームページをご覧ください。

《問合せ》
八王子市財政部住民税課 042-620-7354(直通)



法人会インターネットセミナーをご活用ください

八王子法人会では、様々なテーマのインターネットセミナーをご用意させていただいています。研修場所に集まることが出来ない場合などでも、時間を選ばず視聴できます。

八王子法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp/>) の最上部「公益事業」にカーソルを合わせ、「オンラインセミナー等」をクリックすると、下記の画面が表示されます。ID、パスワードを入れてご利用ください。

ID **hj0183**
パスワード **4875**



令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ☞ 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ☞ 「扶養親族等の所得要件」の改正
- ☞ 「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかる ページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整において、源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただくことが効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ

給与所得者
（従業員）の方へ

年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。



詳しい説明（パンフレット）

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和7年分の各種情報については**令和7年10月頃**に掲載します。

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ **令和8年1月13日(火)**

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）

→ **令和8年1月20日(火)**

◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

→ **令和8年2月2日(月)**

給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると

従業員のの方の

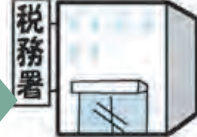
確定申告がさらに簡単に!!

事業主の方

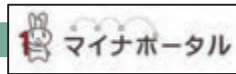


源泉徴収票をオンライン提出

税務署



自動入力された金額を
確認して
e-Taxで確定申告!



マイナポータルとの連携で
給与情報を自動入力

従業員の方



Point

- ◆ 事業主の皆さまからオンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。
書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です!

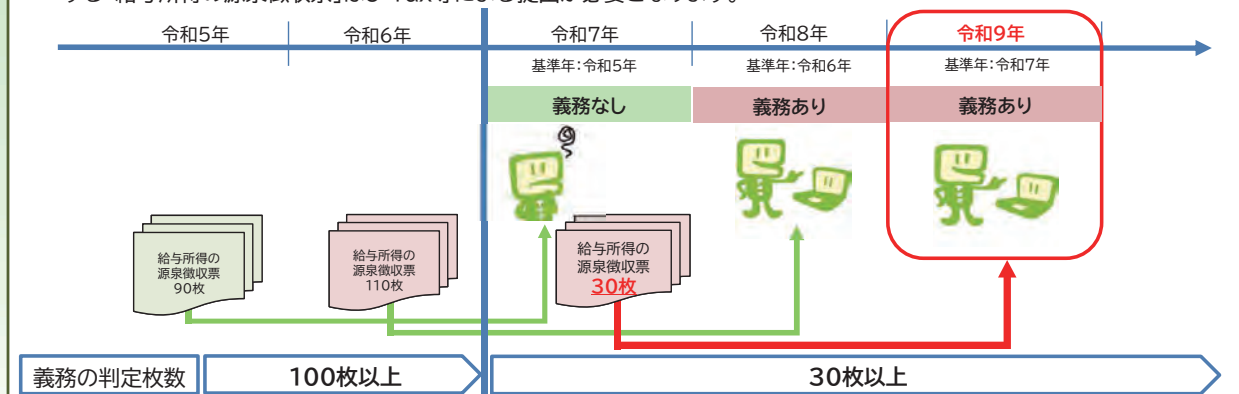
- ◆ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員のの方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています!



法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。

例えば、令和6年に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合には、令和8年に提出する「給与所得の源泉徴収票」はe-Tax等による提出が必要となります。



義務化の基準が引き下げられます!

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書のe-Tax等による提出が必要です。e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

ご提出には、特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)が便利です。



(e-Tax等義務化)



(eLTAX)



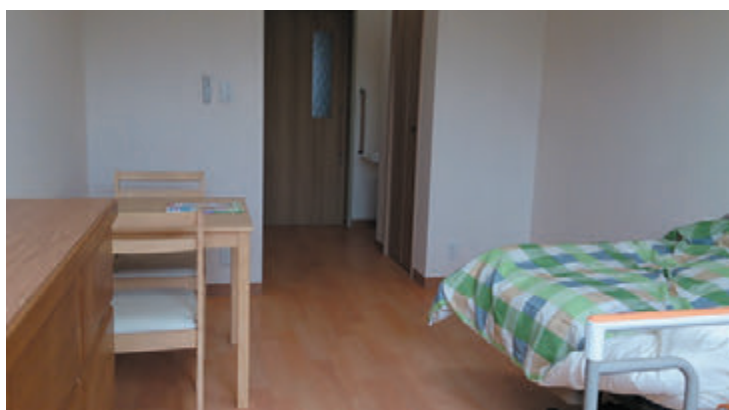
ガーデンテラス
富士森公園

自然豊かで、静かな環境下で過ごすことができる「サービス付き高齢者向け住宅」

通称“サ高住”と呼ばれる事業、“サービス付き高齢者向け住宅”『ガーデンテラス 富士森公園』を運営するコミュニティコネクト株式会社（代表取締役 阿達健司氏）。2014年7月にオープンした同施設は、居室が18部屋あり、住宅街沿いにありながら、富士森公園がすぐ近くという好立地で、“自然に癒される自由で豊かな暮らし”が叶う環境となっています。居住生活においては、安否確認・生活相談・緊急対応等の基本サービスと、食事の提供・介護・家事援助などの選択できるサービスを提供しています。「従業員は17名体制で行っており、ご入居いただいている方の平均年齢は85歳、要介護度は平均2.4となっています。」（阿達社長）



閑静な住宅街にあり、穏やかに過ごすことができます



各部屋過ごしやすい環境を整えています

スタッフは24時間常駐し安心 桜や花火も観られる快適な環境

アットホームな雰囲気、併設のデイサービスでは、制作物や習字、歌を歌ったり、季節の行事も行われ、充実した生活を送ることができます。また、静かで穏やかに過ごせる環境だけではなく、「桜の時期は富士森公園へ花見散歩に行ったり、夏の八王子花火大会は特等席で観覧できます。」（須田さん）

スタッフは24時間常駐しており、緊急時にもすぐに対応できます。「スーパーやドラッグストアも近く、食品や日用品など買い物には便利です。入居でも入職でも、当施設にご関心を持っていただきましたら、お気軽にご連絡いただけると幸いです。」（阿達社長）



オフィスマネージャー
須田麻美さん

代表取締役
阿達健司さん

介護職員
井上ルミ子さん

運営会社：コミュニティコネクト株式会社
〒193-0931
八王子市台町2-22-22
電話：042-686-1267
FAX：042-686-1065
<https://garden-cc.com/>



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ（<https://www.hojinkai.or.jp>）をご覧ください。



▼今月の笑顔は、「株式会社母の手」(天文館大楽寺)を訪問し、代表取締役久保英生さん、「住宅型有料老人ホーム天文館」代表、山田宏美さん、「天文館諏訪」所属の介護スタッフ、菅沼祐紀さんにお話を伺いました。

▼久保英生社長は、薬局を運営する有限会社スピカの「スピカ薬局」経営から始めました。15年ほど前に「株式会社母の手」を設立。「住宅型有料老人ホーム天文館」で介護事業に進出しました。「妻の母親の介護に直面することになり、この事業を始めるきっかけとなりました」(久保社長)その後、「サービス付き高齢者向け住宅天文館元八」「天文館諏訪」をオープン。2024年6月には「天文館大楽寺」をオープンし、4店舗の天文館を運営しています。

▼表紙にご登場いただいた、菅沼さん、山田さんにお話を伺いました。「サービス付き高齢者向け住宅天文館」は、特別養護老人ホームとは違い、自由度があります。介護プラン、ケアプランに沿った内容のお手伝いをさせていただいています」(菅沼さん)

▼「週に3回ほどのパートタイムで勤務していますが、自由度もあり、家庭的な雰囲気、医療的介護的要素のある、非常に働きやすい環境です」(菅沼さん)

▼お休みの過ごし方をお伺いすると、「結婚を機に埼玉から八王子に引っ越しましたが、住みやすい街ですね。お酒を飲むことが好きですね、親子で行ける居酒屋があるので連れていきますね」(菅沼さん)

▼「子どもが来年中学生になるので、フルタイムで働くと考えています。ケアマネジャーの資格を取っ



天文館施設長 代表取締役 介護スタッフ
やまだ ひろみ くぼ ひでお すがぬま ゆき
山田宏美さん 久保英生さん 菅沼祐紀さん

てスキルアップに努めたいですね」(菅沼さん)

▼天文館西寺方の施設長の山田さんは、天文館がオープンほどなく勤務をはじめ14年目。「介護するとき、身内のように考え、思いやりをもって接しています。転倒防止などにも十分に配慮して取り組みます」(山田さん)

▼「新たに新店できる場所を見つけ、さらなる拡大を目指していきます。どうぞよろしくお願いいたします」(久保社長)

〒192-0153
八王子市西寺方町664
電話：070-5589-5459
FAX：042-652-9043
<https://www.aosyn.co.jp/>



電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



イータックス 検索



発行者	公益社団法人	八王子法人会	会長	清宮 仁	発行日	令和7年10月5日
編集者	公益社団法人	八王子法人会	広報委員長	小林 一仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人	八王子法人会	東京都八王子市大横町14-25			東京都八王子市南町9-8
第50巻	第7号通	巻539号	電話(042)625-4875(代)	FAX(042)625-0566		電話(042)626-2600(代)

多摩の 自然さんぽ

写真・資料提供
小林健人氏

ドンブリキンカクキン

10月22日は「図鑑の日」に制定されています。今から117年前のこの日、日本で初めて「図鑑」の名の付く本が刊行されました。その本とは、村越三千男（東京博物学研究会 著・牧野富太郎校訂による『植物図鑑』。理科教育や自然観察に欠かせない「図鑑」に、これほど長い歴史があるとは驚きです！AI技術の発展によって、図鑑に代わる様々な種名判別アプリが登場し、今や当たり前のように使われるようになりました。便利な世の中ですが、図鑑とフィールドを行ったり来たりしながら自然や生き物と接してきた私にとっては、少し寂しさもあります。

私にとって図鑑がもっとも活躍するシーンは、自身の専門外の分類群に出会ったときです。市内の緑地でボランティアの皆さんと一緒に作業

していたときのこと。湿った林の中に、茶碗型のキノコがたくさん生えているのを見つけました。キノコは詳しくないので、チャワンタケの仲間？：くらいに思っただけで引っこ抜いてみると、なんとドンブリがくつついているではないですか！半信半疑で周りの同じキノコも調べてみると、全て朽ちたドンブリから発生していました。小学館発行の子ども向けのキノコ図鑑で調べてみると、ドンブリキンカクキン（別名：ナラミノチャワンタケ）という名前のキノコであることがわかりました。腐ったドンブリから生えるものだそうです。私は初めてお目にかかったので、その姿に衝撃を受け、すぐに作業の手を止めて皆さんにも見ていただきました。

「形あるものを立体的に捉え、想像力を育む図鑑の魅力をより多くの人に知ってもらおう。」図鑑の日を制定した「絵本と図鑑の親子ライブラリービブリオ」はこう提唱しています。子どもたちがわくわくしながら図鑑のページをめくり、動植物との出会いに思いを馳せる。そんな光景をずっと大事にしたいですね。

